

世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム2015
交通死傷ゼロへの提言 基調講演資料



飲酒運転根絶と 交通死傷ゼロへの課題

愛媛大学法文学部

小佐井良太

r531mail@ehime-u.ac.jp



本日の内容(流れ)

1. はじめに: 自己紹介
2. 飲酒運転根絶の考え方
3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討
4. おわりに: 交通死傷ゼロへ向けて

1. はじめに: 自己紹介①

➤ 専門分野: 法社会学

⇒ 法や裁判の役割と課題の検証に取り組む学問分野。具体的な社会問題の解決に向けて、法的アプローチに基づく分析と提言を行うことも、その役割の一つ。

➤ 飲酒運転問題への取り組み

⇒ 約9年間、飲酒運転死亡事件の被害者遺族に寄り添いつつ、刑事事件の裁判傍聴や、被害者遺族に対する聴き取り調査を主とした研究・提言を行う。

- * 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」第4回調整会議（2011年9月開催）への参加と提言。
- * 広島県議会予算特別委員会（2013年3月開催）にて、参考人として広島県での飲酒運転根絶条例の制定を提言。
- * 福岡県条例の見直しに関する第2回調整会議（2014年10月）にて、条例制定3年後の見直しに関する意見を提言。

1. はじめに: 自己紹介②

➤ オーストラリア・シドニー大学での在外研究

⇒2013年11月中旬から2014年9月上旬までの約9か月間、NSW州シドニーに滞在。シドニー大学にて在外研究。「オーストラリアにおける交通事故法制並びに交通事故の現状に関する法社会学的研究」。

* 飲酒運転の現状、飲酒運転対策等をメインに研究。

➤ 科学研究費補助金の採択

⇒2014年度より「飲酒運転根絶のための刑事政策・法政策に関する法社会学的研究」として科研費採択(3年間、「挑戦的萌芽研究」)。現在、主として総合的な飲酒運転対策としての飲酒運転根絶条例の実効性の検討を中心に研究を行っている。

1. はじめに: 自己紹介③

<最近の活動>

➤ NHK「クローズアップ現代」への出演

⇒2015年6月25日(木)放送、「なぜ暴走は止められなかったのか～検証・一家5人死傷事故～」

* 以下の番組公式Webサイトで、放送内容のフルテキストを配信中(「なぜ暴走 小佐井」でWeb検索下さい)。

http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail_3675.html

➤ NHK札幌放送局「北海道クローズアップ」(2015年7月3日放送「飲酒死亡事故全国最多 どうすれば防げるのか」)、「ほっとニュース北海道」(2015年9月29日放送)にも出演。

2. 飲酒運転根絶の考え方①

➤ 飲酒運転違反者の3類型

①アルコールに対する正しい知識を持たないために、アルコールが車の運転に及ぼす影響を軽視してしまう違反者群。

②アルコール依存ないしその予備軍(「多量飲酒」等の問題飲酒行動を抱える人々)と判断される違反者群。

③飲酒運転に限らず、交通法規を中心に法やルールを遵守する意識がそもそも欠けている、または著しく希薄な違反者群。

⇒これら3類型を意識した、違反者対策が必要。 6

2. 飲酒運転根絶の考え方②

➤ 飲酒運転根絶のための基本対策3カ条

- ① アルコールに関する正しい知識の普及・浸透
- ② アルコール問題への介入(治療的・簡易的)
- ③ 規範意識・モラルの涵養と浸透

➤ 飲酒運転根絶の基本的な考え方

- 1) 個人処罰ではなく社会問題としての対処が必要。
- 2) 事後的処罰から未然の防止(予防)へのシフト。
- 3) 実効的かつ総合・多角的な施策・取組みが必要。

2. 飲酒運転根絶の考え方③

➤ 国レベルで必要な施策・取組みと地域の役割

- 1) 司法手続における「DUI/DWIコート」の導入
- 2) 免許処分と連動した再犯防止プログラムの導入
- 3) 免許処分と連動したインターロック装置の義務化
- 4) 刑事収容施設等での常習飲酒運転者処遇の充実

⇒ 省庁レベル(警察庁、国交省、内閣府、法務省等)で過去一定の議論・検討がなされている。ただし現状、1)~3)の導入を進める動きは見られない。4)は一定の取組みがなされているが、一層の充実が求められる。

* 都道府県警における処分者講習の内容強化(2013年)。

☆ 地域独自の施策・取組みが重要かつ必要。

2. 飲酒運転根絶の考え方④

- 飲酒運転根絶施策の必要性をどう考えるか
⇒ 飲酒運転根絶に向けた更なる施策の必要性とその効果（費用対効果）を疑問視する見方もあるが、地域における飲酒運転根絶条例を核とした施策の推進は、その直接的効果のみならず波及的効果も含めて評価する必要がある。根絶への取組み・施策推進は意義を持つ。
- 飲酒運転根絶条例の意義と限界
 - 1) 「飲酒運転根絶のための基本対策3カ条」を具体的な施策として地域レベルで実行する際の「制度的枠組み」。
 - 2) 国レベルの法・制度との関係で条例自体が持つ限界。できることは限られるが、限界を見定めることに意義あり。9

2. 飲酒運転根絶の考え方⑤

➤ 飲酒運転根絶施策の目指すべき基本的な方向性

× 違反者・周辺者に対する更なる処罰の強化

○ 「飲酒運転をしない、させない、許さない」
地域環境の(処罰に依らない)政策的実現

⇒さまざまな主体(住民、飲食店、事業者・企業、酒類販売業者、駐車場所所有者、タクシー事業者・運転代行業者、等)が、地域においてその立場上課せられるべき責務を明確にし、これを果たして行くために必要となる具体的かつ実効的な「支援」を政策として整備することが求められる。

*「第10次交通安全基本計画(中間案)」との関係。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討①

- 「アルコール健康障害対策基本法」との関係
 - ◆ 将来的に各都道府県は、アルコール健康障害対策の推進に関する計画(基本計画)の策定(同法第14条)が求められ、アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対し、指導、助言、支援等を推進するため必要な施策を講ずる必要がある(同法第19条)。
 - ◆ 現在、内閣府の下で「アルコール健康障害対策関係者会議」が開催され、各都道府県が策定する「基本計画」の案が検討されている。
- * 飲酒運転根絶条例への関心／制定を推奨する動き。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討②

➤ アルコール専門医療との連携と課題

- ◆ 飲酒運転検挙者に専門医療機関でのアルコール依存診断の受診・治療を義務づける福岡県条例、三重県条例の試み。
- ◆ 飲酒運転の背後に存在するアルコール問題への治療的介入機会の制度化。医療的アプローチに基づく検挙者の再犯防止策としての効果と意義。
⇒ 条例施行後の福岡県、三重県における受診義務・治療義務の履行状況をめぐる問題、アルコール専門医療機関への財政的支援を含めた体制整備の課題。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討③

- 教育的施策：モラル涵養と正しい知識の普及
 - ◆ 施策の「2本柱」：アルコール教育と交通安全教育
 - ◆ 学校教育現場における子どもたちへの発達段階に応じたアルコール教育・交通安全教育の意義と必要性。アルコールの基礎知識を踏まえた交通安全教育を通じて「モラルによる歯止め」を確立することが必要。
 - ◆ 職場や地域におけるアルコール教育と交通安全教育の必要性。福岡県条例の下での「飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度」(条例第28条)の有用性。
- ⇒ 既存施策(「命の教育」、スローライフ教育等)の活用と連携。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討④

➤ 警察との連携／期待される取組み

- ◆ 警察が持つ飲酒運転・事故に関する統計データの公開と活用。地域特性を踏まえた事故発生状況のデータ分析に基づく具体的な対策の立案と運用。
- ◆ 飲酒検問のあり方と効果に対する考え方の抜本的な見直し。専従捜査班の設置・運用を含めた取締りのランダム性を高める工夫の必要性。
⇒ 常習的な違反者に対して確実な検挙へと結びつく可能性を認識させることによる抑止効果の最大限の活用。大がかりな検問ではなく機動性のある取締りを実現するための体制構築の必要性。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑤

➤ 公安委員会との連携

- ◆ アルコール専門医療機関が行う医療的介入（受診・治療・指導）等への検挙者情報の提供・活用。
 - ◆ 飲酒取消処分者講習の内容について、一層の充実を図る必要。アルコールスクリーニングテストの結果やブリーフインターベンション（簡易介入）を踏まえ、アルコール専門医療機関との連携に基づく受診・治療機会の拡充、並びに違反者の再犯防止を目的に確実な認知行動の変容を促すプログラムの整備。
- ⇒ 被害者遺族やアルコール依存症回復者、違反経験者等による講演等の積極的な活用。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑥

- 飲食店の取組みと交通手段確保に関する施策
 - ◆ 郊外型飲食店と代行運転業者の連携に基づく「共存共栄」型の取組み(道東地域における例)の有用性。地域の実情を踏まえた代替交通手段の確保を検討、他地域にも同様の取組みの普及拡大を図る必要性。
 - ◆ 都市部の飲食店を中心に、飲食店業界を挙げての施策展開が必要。福岡県条例の下での飲食店に対する指示(条例第19条)をモデルに、酒類提供行為への実質的な改善指導・指示を図る体制の構築。
⇒ 飲食店や旅客運送業者等との連携を強化し、優れた取組みを行政が支援することが有用。

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑦

➤ 職場・事業所における取組みの徹底・拡充

◆ 企業等が行う職場・事業所単位でのアルコールに関する知識・教育の普及と徹底、健康診断の機会を活用した飲酒指導の実施によりアルコール問題を抱える当事者／潜在的当事者への未然防止を図る。

◆ 職場組織における対策の必要性が高い／対策のモデルとなり得る公務員（行政、警察、教育を含む）。違反者を出す度に「不祥事対応」を繰り返すのではなく、合理的な防止対策・講習を徹底する必要。

⇒ 教職員を含めた対策の波及効果。ただし、アルコール問題を抱える当事者を排除しない方向で対処する。¹⁷

3. 「半歩」踏み込んだ施策の検討⑧

- 組織・機関の垣根を越えた真の連携の実現
 - ◆ 総合的施策が求められる飲酒運転対策において、組織間の「壁」や縦割り意識の克服は重要な課題。「所管ベース」ではない「問題ベース」の真の連携を達成するため、一層の努力と工夫が必要。
 - ◆ 施策・取組みの現状を検証、改善を図る上で社会各層の幅広い意見を集約する場が必要。業界等の利害関係者だけでなく、被害者遺族、アルコール依存症回復者、更生支援関係者等も場に加えるべき。
- ⇒ 組織の事情や利害を振りかざすことでもたらされる非効率さ・弊害を回避するため最大限の努力が必要。 18

4. おわりに: 交通死傷ゼロに向けて①

- 飲酒運転死傷ゼロから交通死傷ゼロに向けて
 - ◆ NHK「クローズアップ現代」出演時の最後のコメントに込めた個人的な思い。
 - ◆ 飲酒運転根絶を目指す施策・取組みは、交通死傷ゼロに向けての施策・取組みにも応用可能な一定の汎用性を持つ(「何らかの問題のある状況」と運転を切り離すための施策という側面。危険ドラッグ、高齢認知症ドライバーの問題にも応用の可能性。教育、認知の変容を促す講習プログラム、地域を挙げた連携、等)。
- ⇒ 交通死傷ゼロへ向けて着実な一歩を踏み出し道をつける意味でも、飲酒運転根絶施策・取組みは重要。 19

4. おわりに: 交通死傷ゼロに向けて②

- 飲酒運転死傷ゼロから交通死傷ゼロに向けて
 - ◆ 飲酒運転根絶条例に象徴される地域の取組みは、国レベルでの問題の対処を促し、国と地域のあり方を変えて行く機会を提供する。地域の先進的な取組みが、国や社会を大きく変えて行く契機となる。
 - ◆ 飲酒運転による悲惨・重大な事件の発生と被害者の訴えは人々や社会を着実に動かし、交通犯罪を取り巻く状を変える牽引役となってきた。だが、飲酒運転が特別なのではなく、全ての交通犯罪を許さない社会の実現、交通死傷ゼロこそが目標である。
⇒ 私たちは、この社会を、きっと変えられる。